

世界農業遺産「清流長良川の鮎」ロゴマーク利用許諾要綱

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」ロゴマークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ロゴマーク

世界農業遺産「清流長良川の鮎」のロゴマークとする。

(2) 利用マニュアル

ロゴマークの利用方法について定めたものとする。

(3) 対象物

ロゴマークを使用したポスター、チラシ等の世界農業遺産「清流長良川の鮎」の広報を目的としたものとする。

なお、販売目的の物品等への利用は本要綱とは別に世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」認定制度実施要領で定める。

(利用許諾)

第3条 対象物にロゴマークを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長（以下「協議会長」という。）の許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会の構成団体が利用する場合

(2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合

(3) その他世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が適当と認める場合

(利用許諾の申請)

第4条 申請者は、利用許諾申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、推進協議会長に提出しなければならない。

(1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体等である場合に限る。）

(2) 対象物におけるロゴマークの利用見本

(3) その他必要と認める書類

(利用許諾書の交付等)

第5条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

(1) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(2) 変形など、利用マニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合

- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる場合
 - (4) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が利用する場合
 - (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
 - (9) その他不相当と認める場合
- 2 協議会長は、利用許諾をする場合は、利用許諾書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 協議会長は、利用許諾をする場合は、条件を付すことができる。
- 4 協議会長は、申請者が前条の規定による利用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
- 5 協議会長は、利用許諾をしない場合は、利用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6条 ロゴマークの利用期間は、承認の日から3年を経過する当該年度末までとし、利用期間の満了後に引き続き利用しようとするときは、改めて利用許諾を受けなければならない。

（利用料）

第7条 ロゴマークの利用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、ロゴマークの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許諾を受けた内容のみに利用すること。また、利用許諾に際して、「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等協議会長による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (2) 利用マニュアルに定められた色、形等に従ってデザインを正しく利用すること。
- (3) 利用許諾を受けた物品等の完成品を、完成後30日以内に協議会長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況が分かる資料を提出すること。
- (4) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。

- (6) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (7) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに協議会長に物品等の利用状況を報告し、物品等を提出すること。
- (8) 他者によるロゴマークの無断利用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに協議会長に報告すること。

(利用許諾事項の変更)

第9条 利用者は、利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書(別記第4号様式)を協議会長に提出し、改めて利用許諾を受けなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第10条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消し、利用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱又は利用許諾の条件に違反したとき。
- (2) 第4条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他ロゴマークの利用を継続することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定により利用許諾が取り消された場合において、利用者は、利用許諾を取り消された日からロゴマークを利用することができないものとする。

3 協議会長は、第一項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第11条 利用者は、対象物へのロゴマークの利用を中止しようとするときは、利用中止届(別記第5号様式)を協議会長に提出しなければならない。

(利用状況の報告等)

第12条 協議会長は、利用者にロゴマークの利用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占・世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会の非推奨等)

第13条 この要綱による利用許諾は、利用者が独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は利用者について世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会長は、ロゴマークの利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会長は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がロゴマークの利用に際して、故意又は過失により協議会長に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会長に賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。